

# 検査用仕様書

毎年行っている業務の場合は、必ず最新（前年）の仕様書のコピーをベースとして作成して下さい。

検査済印

件名	環境測定業務委託	課名	施設課
		担当	
		連絡先	7700・7701
	プロポーザル方式により本案件の業者選定を		行った ・ 行っていない

## 1. 目的

本業務は、日野市クリーンセンターの維持管理及び運用に必要な環境測定を行い、良好な施設の維持を図ることを目的とする。

## 2. 契約期間

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までとする。

## 3. 履行場所

日野市石田一丁目210番地の2 日野市クリーンセンター

## 4. 業務内容

下記【環境測定実施要領】に基づき、環境測定を行うこと。

## 5. 実施方法

### (1) 分析計画

受託者は日野市と協議の上、あらかじめ採取及び分析の計画を立てること。

### (2) 採取の方法

イ. 試料の採取は分析計画に基づき、日野市の立会いのもとで受託者が行うこと。ただし、特に市で指示する場合には、日野市が採取して日野市の窓口にて引渡しするものとする。

ロ. 必要な試料容器・機材については、全て受託者が用意すること。

ハ. 採取作業にあたっては、採取した試料が代表値となるよう考慮すること。

### (3) 分析方法

分析計画に基づき分析目的にあった手法により行うこと。

### (4) 採取及び分析の数量

分析計画の中で、分析目的別に指示する。

## 6. 提出図書

イ. 受託者が交付を受けている濃度計量事業登録証の写しを提出すること。

ロ. 報告書は、計量証明書及びワークシートを各2部提出すること。ただし、別に指示事項がある場合はこの限りではない。

ハ. 報告書の提出期限は、試料採取後30日以内とする。

ニ. 計量証明書の中に、各分析項目毎に分析下限値及び分析方法を明示すること。

ホ. 委託業務着手届（工程表等含む、契約後速やかに）、委託業務完了届（委託業務完了後）、写真を適宜提出すること。

## 7. 作業の完了

提出図書の引渡しをもって作業完了とする。

## 8. 支払い方法

毎月払い（12回払い）とする。

## 9. 疑義

疑義が生じた場合には、両者で十分協議の上、その解決に努めること。

## 10. その他

業務作業の詳細については、下記【環境測定実施要領】により行うこと。

## 11. 安全管理

- (1) 業務に必要な資格を保有した人が作業に従事し、関係法令を遵守して業務を進めること。
- (2) 使用する保護具、計器及び工具等は、事前に点検して作業者を守れる体制を整備すること。  
なお、電気使用器具については現場に入る前に絶縁抵抗測定を行い、安全を確認すること。
- (3) 現場代理人は、作業が周囲に危険を及ぼす恐れがある時は、市民、職員及び作業者の安全を確保するように監視人を配置するとともに安全措置を講じること。

## 12. 分析精度に係る事項

- (1) 計量法第121条の4第2項において準用する同法第121条の2の規定に基づく認定特定計量証明事業者として認定を受けていること。
- (2) 第1種臭気測定認定事業所登録を有する認定事業者であること。

## 13. 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務を履行するにあたって「日野市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。また、個人情報等をはじめとする日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、市の求めに応じて「情報保護に関する報告書」、「特定個人情報保護に関する報告書」を提出すること。

なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」は市ホームページの入札情報から入手できる。

## 14. 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施にあたっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

- ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
- ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすることただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

## 15. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和2年4月施行）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。  
このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。  
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

#### 16. 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。  
なお、「日野市職員等の内部通報に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

#### 17. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### 18. 新型コロナウイルス感染症の予防について

新型コロナウイルス感染防止のため、業務の履行にあたっては従事者の体調管理、マスクの着用、手洗いや手指の消毒、施設や用具の消毒、対人距離の確保、換気等の対策を講じること。

#### 19. 法令の遵守

本業務において、各種法令を遵守すること。

#### 【環境測定実施要領】

採取・分析について特に指定の無いものについては、JIS規格に準拠する。

##### 1. 生ごみ測定（新可燃ごみ処理施設）（4回/年）

###### イ. 測定内容

###### ①組成10成分

※各項目共、環整第95号に基づく、また、重量及び比率については、湿ベースおよび乾ベース表示とする。

- 紙類
- 厨介類
- 布類
- 草木類
- プラスチック類
- ゴム、皮革類

その他類  
金属類  
ガラス類  
陶磁器、石、砂類

②3成分（水分、灰分、可燃分）

③元素分析

炭素（C）  
水素（H）  
窒素（N）  
燃焼性硫黄（S）  
揮発性塩素（C1）  
酸素（O）

④ボンブ値

⑤見掛け比重

⑥低位発熱量（水分、水素、ボンブ値より算出）

ロ． 試料採取箇所 新可燃ごみ処理施設内

※日野市収集車（2 t 車）1 台分

2. ごみ組成分析（プラスチック類資源化施設）

測定内容

プラスチックごみ 2回／年

不燃ごみ 2回／年

内容は別紙1のとおり

※サンプリングは収集車（2 t 車）1 台分とし、全量測定のこと

3. 三多摩広域用不燃物組成分析（2回／年）

内容は、別紙2のとおり

4. 放流水測定（汚泥再生施設） 1 検体

イ． 測定内容

水温	1回／月
pH	〃
SS	〃
BOD	〃
COD	〃
塩素イオン	〃
透視度	〃
電導度	〃
全窒素（総和法）	〃
全りん	〃
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	2回／年
n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	〃
フェノール類	〃
亜鉛	〃
銅	〃
溶解性鉄	〃
溶解性マンガン	〃
クロム	〃
フッ素	〃
ホウ素	〃

カドミウム	//
シアン化合物	//
有機リン化合物	//
鉛化合物	//
全水銀	//
アルキル水銀化合物	//
PCB	//
六価クロム化合物	//
ヒ素	//

ロ. 試料採取箇所 希釈放流槽

5. 井戸水測定 (汚泥再生施設) 1 検体、4 回/年

イ. 測定内容

鉛 J I S - K - 0 1 0 2 - 5 4

ロ. 試料採取箇所 井戸出口

6. 有害大気汚染物質測定 (プラスチック類資源化施設) (1 回/年)

イ. 測定内容及び試料採取箇所

①敷地境界風上・風下における (2 検体)

ベンゼン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
トリクロロエチレン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
テトラクロロエチレン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
ジクロロメタン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
アクリロニトリル	ガスクロマトグラフ	質量分析法
塩化ビニルモノマー	ガスクロマトグラフ	質量分析法
クロロホルム	ガスクロマトグラフ	質量分析法
1, 2-ジクロロエタン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
1, 3-ブタジエン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
トルエン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
m, p-キシレン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
o-キシレン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
エチルベンゼン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
スチレン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
1, 1-ジクロロエタン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
四塩化炭素	ガスクロマトグラフ	質量分析法
酸化エチレン	ガスクロマトグラフ	質量分析法
アセトアルデヒド	高速液体クロマトグラフ法	
ホルムアルデヒド	高速液体クロマトグラフ法	
ニッケル化合物	ICP質量分析	
ヒ素及びその化合物	ICP質量分析	
ベリリウム及びその化合物	ICP質量分析	
マンガン及びその化合物	ICP質量分析	
クロム及びその化合物	ICP質量分析	

水銀及びその化合物

冷原子吸光法

ベンゾ（a）ピレン

高速液体クロマトグラフ法

②排出口における（1検体）

ベンゼン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

トリクロロエチレン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

テトラクロロエチレン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

ジクロロメタン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

アクリロニトリル

ガスクロマトグラフ 質量分析法

塩化ビニルモノマー

ガスクロマトグラフ 質量分析法

クロロホルム

ガスクロマトグラフ 質量分析法

1, 2-ジクロロエタン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

1, 3-ブタジエン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

トルエン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

酸化エチレン

ガスクロマトグラフ 質量分析法

アセトアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

ホルムアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

ガスクロマトグラフ 質量分析法

水銀及びその化合物

冷原子吸光法

ロ. 試料採取箇所

①敷地境界 風上・風下 2カ所

②プラスチック類資源化施設 排出口 1カ所

7. 臭気測定（プラスチック類資源化施設） 1検体、1回/年

イ. 測定内容

アンモニア

吸光光度法

メチルメルカプタン

ガスクロマトグラフ FPD法

硫化水素

ガスクロマトグラフ FPD法

硫化メチル

ガスクロマトグラフ FPD法

二硫化メチル

ガスクロマトグラフ FPD法

トリメチルアミン

ガスクロマトグラフ FID法

アセトアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

プロピオンアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

イソブタノール

ガスクロマトグラフ FID法

ノルマルブチルアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

イソブチルアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

ノルマルバレールアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

イソバレールアルデヒド

高速液体クロマトグラフ法

トルエン

ガスクロマトグラフ FID法

スチレン

ガスクロマトグラフ FID法

キシレン

ガスクロマトグラフ FID法

酢酸エチル	ガスクロマトグラフ	F I D法
プロピオン酸	ガスクロマトグラフ	F I D法
ノルマル酪酸	ガスクロマトグラフ	F I D法
ノルマル吉草酸	ガスクロマトグラフ	F I D法
イソ吉草酸	ガスクロマトグラフ	F I D法
臭気指数	三点比較臭袋法	

ロ. 試料採取箇所

プラスチック類資源化施設敷地境界 風下 1カ所

8. 振動・騒音測定 敷地境界2カ所×年1回

イ. 測定項目

騒音及び振動

ロ. 測定回数・測定位置

測定項目毎の測定回数及び測定方法は下記の表の通りとし、汚泥再生施設・プラスチック類資源化施設の稼働時間帯を対象に測定すること。

①騒音 測定位置：敷地境界2地点 測定回数：4回（朝・昼・夕・夜の時間帯）

測定方法：J I S Z 8 7 3 1

②振動 測定位置：敷地境界2地点 測定回数：2回（昼・夜の時間帯）

測定方法：J I S Z 8 7 3 5

9. その他

本業務の年間まとめとして年間報告書を市の指定する部数を作成し提出すること。